

○ 児童家庭福祉におけるソーシャルワークに係る資格の在り方についてどのように考えるか。

【資格の対象】

◇どのような者を資格化の対象と考えるか。

(例)

- ・児童家庭福祉分野においてソーシャルワークを担う者
- ・児童家庭福祉分野においてスーパーバイズも行えるような指導的なソーシャルワーカー
- ・児童相談所の児童福祉司、児童相談所のスーパーバイザー

※ 多段階の資格とすることも考えられるか。

【資格の位置づけ】

◇児童相談所における児童福祉司やスーパーバイザーの任用要件との関係上、資格をどのように位置づけるか。

【資格の取得方法や要件等】

◇資格制度を設ける場合、資格の性格、資格の取得方法（試験、養成、講習等）や資格の取得に必要な要件（履修科目、現場実習、実務経験等）、養成のルートをどのように考えるか。

◇社会福祉士等の既存の資格との関係をどのように考えるか。

【スケジュール等】

◇資格制度を設ける場合、そのスケジュールや進め方をどのように考えるか。

◇資格制度が一定程度普及するまでの間においても、児童相談所等でソーシャルワークを担当する者の資質向上を進めていく必要があるが、これをどのように考えるか。